

日本エアロゾル学会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は日本エアロゾル学会 (Japan Association of Aerosol Science and Technology)と称する。
- 第2条 本会は各分野における内外のエアロゾル研究者・技術者・研究組織との研究交流と情報交換を行うとともに、エアロゾルに関する学術研究と技術の発展をはかることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 講演会、シンポジウムなどの開催
 2. 会誌その他の印刷物の発行
 3. エアロゾルの研究・技術に関する情報交換
 4. 国内外の関連学協会との連絡と提携
 5. その他本会の目的に合致した活動
- 第4条 事業を行うに当って必要な細則は別に定める。
- 第5条 本会に事務局を置く。事務局の場所は別に細則で定める。

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は、会則を承認し、所定の会費を納入した個人または団体とし、次のとおりとする。特に、個人会員と法人会員を正会員とする。
1. 個人会員：本会の趣旨に賛同する個人
 2. 法人会員：本会の事業に賛同する団体
 3. 学生会員：高等専門学校、大学学部または大学院に在学中の学生
 4. 名誉会員：本会の目的に関し功績があり、総会で承認された個人
- 第7条 会員は本会の全活動に関して便宜が与えられる。
- 第8条 本会に入会するには所定の申込書を提出し、常任理事会の承認を得なければならない。
- 第9条 会員が退会しようとするときは文書をもって本会に申し出なければならない。
- 第10条 会員は会費を滞納した時ならびに本会の目的に反する行為があった時、理事会の議を経て会員の資格を停止または喪失することがある。

第3章 役 員

- 第11条 本会に次の役員を置く。
1. 理 事 20名以内。うち、会長、副会長および若干名を常任理事とする

2. 監 事 2名

3. 顧 問 若干名

第12条 理事および監事は正会員の中から、別に細則で定める手続きを経て、総会において選任する。顧問は会員の中から理事会が委嘱する。

第13条 役員の任期は、選任された総会の終了の後から2年後の総会の終了の時までとし、原則として連続2期を超えないものとする。役員に欠員が生じた時には、必要に応じて常任理事会において選任することができる。その場合の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 会長候補の選出は、別に定める細則に従い、総会開催1ヶ月前迄に行う。その就任は総会で承認のうえ行う。

第15条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

第16条 副会長は理事の中から会長が指名するものとする。

第17条 副会長は会長を補佐し会務の処理にあたる。

第18条 常任理事は理事の中から会長が指名するものとする。

第19条 常任理事は会長を補佐し、本会の運営・執行にあたる。理事は会長を補佐し会務の処理にあたる。監事は事業および会計の監査にあたる。顧問は本会運営について理事会の諮問に答え、また意見を述べることができる。

第4章 総会および会議

第20条 本会に次の機関をおく。

1. 総会

2. 理事会

3. 常任理事会 常任理事をもって構成し、臨時委員会委員長を加えることができる。

4. 委員会 常任理事会のもとに総務、財政、編集、国際交流および事業企画運営の委員をおく。必要に応じて各種事業をするための臨時委員会を置くことができる。

第21条 総会は年1回会長が招集し、事業報告、決算、事業計画、予算、役員の選任、会則の変更その他の必要事項を承認、決定するものとする。

第22条 総会の開催場所および日時は常任理事会で決定するものとする。

第23条 必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第24条 総会は委任状を含め正会員の10分の1以上の出席をもって成立とする。総会の議決は出席者の過半数の賛成による。

ただし、会則の変更は33条による。

第25条 理事会および常任理事会は会長がこれを招集し、委員会は各委員長がこれを招集する。会議は3分の2以上の出席で成立し、議決は過半数の賛成による。

第26条 総務委員会、財政委員会、編集委員会、国際交流委員会、事業企画運営委員会の各委員長およびIARA委員は、副会長および常任理事の中から会長が指名する。各委員会委員は理事または正会員の中から委員長が指名する。

第27条 臨時委員会の委員長は理事または正会員の中から常任理事会の議を経て会長が指名する。

第5章 事業

第28条 理事会は事業年度ごとに事業報告書を総会に提出しなければならない。

第29条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会計

第30条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金その他の収入をもってあてる。

第31条 会員の年会費の額は細則で定め、総会において承認を得る。

第32条 理事会は事業年度ごとに収支決算書および予算案を総会に提出しなければならない。

第7章 会則の変更

第33条 この会則の変更は理事会の議を経たのち総会において、出席した会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 雜則

第34条 この会則の施行について必要なその他の事項は理事会において議決するものとする。

付 則 この会則は1998年7月1日より適用する。但し、1998年度に限り、1998年7月1日から1999年3月31日までとする。

以上

1998年7月1日制定
2015年6月26日一部改正